

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会
建築材料等判断基準ワーキンググループ

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案及び
エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案
並びにサッシ及びガラスの断熱性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者
等の判断の基準等に関するとりまとめ（案）に対する意見公募要領

平成 26 年 9 月 19 日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省 エ ネ ル ギ ー 対 策 課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

今般、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築材料等判断基準ワーキンググループにおいて、サッシ及びガラスを対象としたトップランナー制度の内容の原案について審議してまいりました結果、この度、とりまとめ（案）を作成いたしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築材料等判断基準ワーキンググループ エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案並びにサッシ及びガラスの断熱性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等に関するとりまとめ（案）」

なお、本とりまとめの内容を反映させるため、以下の法令等の一部改正及び制定を行う予定。

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）
第23条の2及び第23条の3
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）
第49条の2及び第49条の3
- ・サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等（仮称）（経済産業省告示：新規制定）
- ・ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等（仮称）（経済産業省告示：新規制定）

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成26年9月19日（金）～平成26年10月18日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課 パブリックコメント担当 あて

(2) FAX

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のFAX番号宛にお送り下さい。

FAX番号：(03) 3501-8396

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス（経済産業省）：shouene-pub@meti.go.jp

（電子メールの件名を「建築材料等判断基準とりまとめ（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

